

### 3 米之津川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：米之津川及びこれに接続する公共用水域

区分	業種	項目及び許容限度				
		生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 (単位1リットルにつきミリグラム)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
昭和48年7月1日前に設置されている特定事業場 (特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	パルプ、紙又は紙加工品製造業	排出水量62,000立方メートル以上のもの	50	65	60	80
		排出水量62,000立方メートル未満のもの	60	80	70	90
	エチルアルコール製造業	排出水量13,000立方メートル以上のもの	50	65	50	65
		排出水量13,000立方メートル未満のもの	60	80	50	65
	と畜場		60	80	80	100
	その他のもの (豚房施設、牛房施設若しくは馬房施設を有するもの又は製めん業を除く。)		100	130	100	130
昭和48年7月1日以後の設置に係る特定事業場	し尿処理施設のみを有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20		30	40
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30		30	40
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量1,000立方メートル未満200立方メートル以上のもの	30	40	40	60
	その他のもの	排出水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90
		排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40
	排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60	

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者 (設置の工事を行っている者を含む。) の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること (設置の工事を行っていることを含む。) によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。